

届出様式第3号「業務に従事する場所」について

従事場所 番 号	従事場所及び従事対象者の説明
1～3	<p>●病院→医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者</p> <p>1 病棟 主として病室等、病棟において業務に従事している者</p> <p>2 外来 主として外来患者に係る診察室又は処置室において業務に従事している者</p> <p>3 その他 「1」・「2」のいずれにも該当しない者</p>
4, 5	<p>●診療所→医療法第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している者（「26事業所」に設置される診療所を除く）</p> <p>4 有床 入院させるための施設を有する診療所に従事している者</p> <p>5 無床 入院させるための施設を有しない診療所に従事している者</p>
6～11	<p>●助産所→医療法第2条第1項に規定する助産所において業務に従事している者</p> <p>※分娩取扱いの実績がない場合においても、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合には「分娩の取扱い有」の項目に記入すること</p> <p>6 分娩の扱いあり：開設者</p> <p>7 分娩の扱いあり：従事者</p> <p>8 分娩の扱いあり：出張のみによる者</p> <p>9 分娩の扱いなし：開設者</p> <p>10 分娩の扱いなし：従事者</p> <p>11 分娩の扱いなし：出張のみによる者</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>・開設者とは 助産所の開設の届出を行った者（「出張のみによる者」に該当する者を除く）</p> <p>・従事者とは 「開設者」・「出張のみによる者」のいずれにも該当しない者</p> <p>・出張のみによる者とは 出張のみによって業務に従事している者として、医療法第5条の適応を受け、 開設の届出を行った者</p> </div>
12, 13	<p>●訪問看護ステーション→介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所（ただし、病院又は診療所を除く）において従事している者</p> <p>12 管理者 訪問看護ステーションに置かれる管理者である者</p> <p>13 従事者 「12」以外の者</p>
14～19	<p>●介護保険施設等→次の「14」から「19」に該当する施設・事業所において業務に従事している者</p> <p>14 介護老人保健施設 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者</p> <p>15 介護医療院 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院において業務に従事している者</p> <p>16 指定介護老人福祉施設：特別養護老人ホーム 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において業務に従事している者</p> <p>17 居宅サービス事業所 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（ただし、訪問看護事業を除く）を行う事業所において業務に従事している者</p> <p>18 居宅介護支援事業所 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者</p> <p>19 その他 14～18以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者</p>
20～22	<p>●社会保険施設等→社会福祉法に規定する社会福祉施設（施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む）において業務に従事している者（ただし「1病院（病棟）」から「19介護保険施設等（その他）」に該当する場合を除く。）</p> <p>20 老人福祉施設 老人福祉法に規定する老人福祉施設において業務に従事している者</p> <p>21 児童福祉施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設において業務に従事している者</p> <p>22 その他 「20」・「21」以外の社会福祉施設において業務に従事している者</p>
23	<p>●保健所→保健所において業務に従事している者</p>
24	<p>●都道府県（23を除く）→都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者</p>
25	<p>●市区町村（23を除く）→市町の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事しているもの</p>
26	<p>●事業所→「1病院（病棟）」から「25市区町村（23を除く）」及び「27看護師等学校養成所または研究機関」に該当しない事業所（会社、工場、その他の事業所（これらの事業所等に設置される診療所を含む。））において業務に従事している者（保健師であって衛生管理業務を併せ行っている者を含む。）</p>
27	<p>●看護師等学校養成所または研究機関→文部科学大臣の指定した保健師・助産師・看護師学校若しくは准看護師学校又は都道府県知事の指定した看護師養成所及び准看護師養成所において従事している者及び看護に関する専門知識を用いて研究機関において従事している者</p>
28	<p>●その他→「1病院（病棟）」～「27看護師等学校養成所または研究機関」に該当しない場所において業務に従事している者</p>